

## 商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン

### 1 趣旨

このガイドラインは、横浜市において、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日国土交通省道路局長通知）に定めるところにより、商店街街路灯の維持管理等の費用の一部に充当することを目的に商店街街路灯に有料広告物の掲出を行うに際して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 広告物の設置主体

街路灯を所有または管理する商店街が広告物の設置主体となる。

### 3 広告物設置の許可申請

広告物の設置に必要な許可は次のとおりとし、商店街が申請者となる。

- (1) 屋外広告物設置許可
- (2) 道路占用許可
- (3) 道路使用許可

### 4 設置施行者及び設置上の注意

設置の施行については、横浜市へ屋外広告業の登録をした事業者又は特例の届出をした事業者が行うこと（ただし、自家用広告物を広告主が直接設置する場合にはこの限りでない）。

なお、設置の際には、掲出用ポール（バー）を含めた街路灯の状況について安全上の点検を行い、異常を発見した場合については、掲出を中止すること。

### 5 広告物の設置期間

広告物の設置期間は、設置及び撤去を含め 3 か月以内 とすること。それ以上の期間、掲出する場合については、3 か月ごとに申請し直すこと。

### 6 広告物の設置場所・規格等

- (1) 広告物本体の大きさについては、1 張あたり 横 0.75m 以内、縦 2.10m 以内 とすること。
- (2) 広告物の設置場所は、道路が交差し、接続し、または屈曲する部分以外の、交通に支障のない場所に立地する街路灯とする。
- (3) 街路灯の照明の効用を著しく妨げないこと。
- (4) 広告物の路面からの高さは次のとおりとする。
  - ア 車道の場合は 4.5m 以上
  - イ 歩道の場合は 2.5m 以上ただし、直下の路面について、人や車の通行が出来ないなど、人や車に接触する可能性の少ない場所については、この限りではないこと。
- (5) 一つの街路灯に掲出できる広告物は 2 幕（旗） までとする。

## 7 広告物の掲出禁止地域等

- (1) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
- (2) その他、横浜市屋外広告物条例で掲げられている指定地域等

## 8 広告物の材質・構造等

街路灯へ掲出できる広告物は、原則として旗とし、材質は不燃性のもので、反射材式でないものとする。

## 9 安全対策及び定期巡回

- (1) 強風時に落下しないよう、留め方は上部 2 点、下部 1 点の 3 点留めとし、通気性が高いものとするなど、街路灯の道路占用許可基準の強度（最大瞬間風速 50m/秒に耐えられるもの等）が保たれるよう、十分な安全対策を講じること。
- (2) 広告掲出中は、定期的に巡回し、適正に維持管理を行うこと。  
なお、汚損・腐食等を発見した場合には、速やかに撤去・交換等の対策を講じること。

## 10 景観への配慮

地域のまちなみや景観と調和したデザインとし、本市屋外広告物・景観所管部署と事前に協議すること。

## 11 交通安全の確保

- (1) 通行人等に対し危害を及ぼす恐れのあるものは、使用しない  
ア 破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
- (2) 信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しない
- (3) 通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、使用しない  
ア 4 コマ漫画等のストーリー性のあるもの  
イ 文字表記が多く、読ませるもの  
ウ 絵柄や文字が過密しているもの  
エ 同一規格内容を過剰に複数表示したもの
- (4) 通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しない  
ア 映像装置等  
イ 発光、蛍光、反射素材等  
ウ トリック効果等有するもの

## 12 市民への対応

- (1) 青少年の健全育成に反するものは、表示しない  
ア 暴力、わいせつ性を連想、想起させるもの  
イ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの  
ウ 性を意識させるようなもの

(2) 基本的人権を損なわないこと

ア 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの

(3) 消費者保護の観点からふさわしくないものは、表示しない

ア 虚偽の内容を表示するもの

イ 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの

ウ 誇大、比較広告等手法上問題があるもの

エ 責任の所在が明確でないもの

(4) 容易に市民の理解が得られないものは、表示しない

ア 卑猥な内容、デザインのもの

イ 性風俗特殊営業に関するもの

ウ 宗教・宗教団体の広告及び布教を目的とするもの

エ 政党・政党団体の広告及び政治的意見発表など政治的主張を目的とするもの

13 商店街での事前確認

設置主体となる商店街は、本市屋外広告物許可申請及び道路占用許可申請を行う前に、商店街内において、本ガイドラインに基づき広告フラッグが作成されることを確認し、「商店街街路灯への有料広告物掲出に関するチェックシート」を作成するものとする。

作成したチェックシートは、本市屋外広告物許可申請及び道路占用許可申請時に、申請書類とともに提出するものとする。

14 関係機関との連携・調整

広告物を掲出する商店街は、道路の利用に関する許認可を行う行政機関等と円滑な調整を行うとともに、地域の町内会、自治会等と密接な連携を図るものとする。

15 広告主

公序良俗に反する行為を行い、または、行う恐れのある者は広告主となることができない。

16 広告料収入の充当

街路灯への広告物の掲出によって得た収入は、道路の清掃・美化活動、街路灯の整備、維持管理費、その他商店街が行う公的活動等に充当する。

17 広告料収入の公開

本ガイドラインにより広告物を掲出した商店街は、広告料収支結果を経済局商業振興課に報告するものとする。

18 苦情等への対応

商店街は、公共空間を利用する者としての責務を果たし、苦情や問い合わせに責任を持って対応するものとする。